5　特恵関税制度について、次の改正を行うこととした。

㈠　特恵受益国等からウルグアイ、セントクリストファー・ネーヴィス及びチリを除外することとした。（関税暫定措置法施行令別表第一関係）

㈡　特恵関税の便益を与えない物品として、タイ又は中国を原産地とする特定の物品を指定することとした。（関税暫定措置法施行令第二五条第二項関係）

6　アフガニスタン及びリベリアの世界貿易機関への加入に伴い、便益関税の適用国からこれらの国を除外することとした。（関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令別表関係）

7　関税割当制度の適用を受ける物品につき平成二九年度又は同年度上期の関税割当数量を規定することとした。（関税割当制度に関する政令別表関係）

8　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる国際運送貨物に係る税関手続を追加することとした。（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表等関係）

9　相殺関税又は不当廉売関税の課税等の求めができる本邦の産業に利害関係を有する者に係る要件を見直すこととした。（相殺関税に関する政令第三条及び不当廉売関税に関する政令第五条関係）

10　この政令は、別段の定めがある場合を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第一二八号）（文部科学省）

一　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正関係

1　教頭及び教諭等の数の算定の基礎となる障害及び日本語能力に応じた特別の指導を定めるものとした。（第二条及び第六条関係）

2　障害に応じた特別の指導が行われる学校及び共同学校事務室が置かれている学校等に係る教職員定数の算定に関する特例を定めるものとした。（第七条第三項及び第五項関係）

二　義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正関係

国庫負担額の最高限度の算定において、義務教育費国庫負担法第二条第三号に規定する教育課程の実施のために配置される教職員を対象に含めるものとした。（第一条第四号～第六号及び第八号関係）

三　地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正関係

1　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四七条の五第一項の政令で定める事務を定めるものとした。（第七条の二関係）

2　共同学校事務室の室長及び職員に県費負担教職員である学校の事務職員をもって充てる場合にその任命権者の同意を得なければならないこととした。（第七条の三関係）

四　附則

1　教職員定数の標準に関する経過措置を定めるものとした。（附則第二条及び第三条関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行するものとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第一二九号）（厚生労働省）

一　雇用保険法施行令の一部改正関係

1　法第二四条の二第一項第二号の政令で定める基準

㈠　法第二四条の二第一項第二号の政令で定める基準は、次のいずれかに該当することとした。（第一条関係）

(1)　法第二四条の二第一項第二号に規定する災害により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第四八条において準用する同令第二五条の地域に該当することとなった地域（以下「災害地域」という。）のうち、イに掲げる率がロに掲げる率の一〇〇分の二〇〇以上となるに至り、かつ、その状態が継続すると認められる地域であること。

イ　毎月、その月前三月間に、当該地域において離職をし、当該地域を管轄する公共職業安定所において基本手当の支給を受けた初回受給者の合計数を、当該期間内の各月の末日において当該地域に所在する事業所に雇用されている一般被保険者の合計数で除して計算した率

ロ　毎年度、当該年度の前年度以前三年間における全国の初回受給者の合計数を当該期間内の各月の末日における全国の一般被保険者の合計数で除して計算した率

(2)　(1)の基準を満たす地域に近接する地域（災害地域に限る。）のうち、失業の状況が(1)の状態に準ずる地域であって、所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わるまでに職業に就くことができない受給資格者が相当数生じると認められるものであること。

㈡　国家公務員共済組合法施行令の一部改正関係

国家公務員共済組合法に基づく育児休業手当金等に対する国等の負担について、平成二九年度から平成三一年度までの各年度においては、本来負担するべき割合の一〇〇分の一〇を負担するものとした。（第二条関係）

㈢　地方公務員等共済組合法施行令の一部改正関係

地方公務員等共済組合法に基づく育児休業手当金等に要する費用の公的負担について、平成二九年度から平成三一年度までの各年度においては、本来負担するべき割合の一〇〇分の一〇を負担するものとした。（第三条関係）

㈣　行政手続法施行令の一部改正関係

行政手続法第三九条第四項第四号の意見公募手続の適用除外に該当する命令等に、雇用保険法第一三条第三項及び第二四条の二第一項（同項第二号の厚生労働大臣が指定する地域に係る部分を除く。）並びに附則第四条第一項、附則第五条第一項（同項の厚生労働大臣が指定する地域に係る部分を除く。）及び附則第一〇条第一項の規定により読み替えて適用する第五七条第二項（同項の厚生労働省令で定める者に係る部分に限る。）の命令等を追加するものとした。（第四条関係）

五　雇用保険法の一部改正に伴う経過措置関係

受給資格に係る離職の日が平成二九年三月三一日以前である者であって、改正後の雇用保険法第二四条の二又は同法附則第五条の規定による基本手当の支給を受けることができないものに係る改正前の雇用保険法附則第五条の規定による基本手当の支給及び同条第四項の規定により読み替えて適用する同法第二八条の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なお従前の例によるものとした。（第五条関係）

六　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。